

愛光学園同窓会 支部規程

- 第1条 本規程は、会則第4条による支部に関する事項を定める。
- 第2条 支部は、地域での会員相互の親睦を図り、地域内の大学等で学ぶ会員のサポートを行い、同窓会本部との連携を密にし、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 支部は、都道府県単位以上の地域であることを基準とする。
- 2 支部設立の際は既存支部と地域の重複がないように努めなければならない。
 - 3 支部設立の際は、名称を本部と協議し定める。
- 第4条 支部の設置は、会則第3条に定める会員が、原則として30名以上を要するものとする。
- 第5条 支部の設立は、第3条3により定めた支部名、支部長名、役員名、会員数、支部規則等を本部に提出し、常任理事会で審議の上、理事会の承認をうけるものとする。
- 2 支部は、前項の内容に変更があった際には、本部事務局に速やかに届け出るものとする。
- 第6条 支部規則は支部において制定する。但し、支部規則は会則ならびに本規程に抵触してはならない。
- 第7条 支部長は、毎年、支部総会を開催し、支部運営に関する重要な事項を掌るものとする。
- 2 支部長は、総会終了後に、支部の役員名、支部運営事業の出席者数、収支を本部に報告するものとする。
- 第8条 支部長は、支部総会の開催をはじめ支部運営事業にかかる費用補助や、事務の一部負担を本部に求めることができる。
- 2 本部は、支部からの費用補助の求めに対し、常任理事会で補助額を決定し、速やかに支給するものとする。
 - 3 **本部は、各支部間交流補助金として1支部当たり10万円を仮払いし、支部長は、理事会で詳細について報告することとする。**
- 第9条 支部は、所属する会員の同窓会費の納入の向上に協力するものとする。
- 第10条 新しい支部が設立された時は、設立準備金を支給するものとする。
- 第11条 本規程に定めのない事項については、その都度常任理事会で決定し、理事会で承認を得るものとする。
- 第12条 本規程の改定は理事会で決議するものとする。

附則1 本規程は、令和6年9月28日より施行する。